

原子力安全・防災対策について

平成11年11月
科学技術庁
通商産業省

○今回の事故で顕在化した課題

1. 原子力安全規制の抜本的強化の必要性

- 核燃料加工施設等における臨界阻止のための対応策等の徹底
- 義務をかけるのみではなく継続的なチェックによる厳しい緊張感が必要



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
の一部を改正する法律案

2. 現行の原子力防災対策への教訓

- 初期動作などにおける国、自治体の連携強化の必要性
- 原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化の必要性
- 原子力事業者の防災対策上の責務の明確化の必要性



原子力災害対策特別措置法案（仮称）

○原子力安全規制の抜本的強化について

1. 厳しい緊張感を持続するための枠組みの整備（炉規制法の改正）

○加工事業に対し定期検査制度の追加

（現行の加工事業に関する施設についても原子炉等他の施設同様、ハードの性能チェックを定期的を実施）

○全事業に対し、事業者及び従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に係る検査制度の創設

（原子炉等規制法22条、37条、50条などで各事業者及びその従業者が守らなければならないとされている保安規定を遵守するためのソフト検査。）

○原子力保安検査官の主要施設への配置

（科学技術庁及び通商産業省に原子力保安検査官を置く。原子力保安検査官は、上記のソフト検査に関する事務に従事。）

○全事業に対し、事業者による従業員教育の義務の明確化

（原子力事業者が、核燃料を取り扱う者、原子炉を運転する者などの従業者に対して、保安に係る教育の義務づけ。）

○全事業に対し、従業者の安全確保改善提案制度の創設

（原子力施設において、安全規制などに違反する事実があるような場合に、不利益処分の禁止により規制官庁に申告しやすい環境を整備）

2. 核燃料加工施設などの臨界阻止のための対応策等の徹底

○安全審査における対応

現在進められている原子力安全委員会の事故調査委員会での検討を踏まえ、核燃料加工施設等における臨界阻止のための対応策及び臨界時の対策を徹底すべく見直し。

○原子力災害に係る防災対策について

(原子力災害対策特別措置法案(仮称):新法)

原子力災害は、地震、噴火等の自然災害等に比して、以下のような特殊性が存在

- ①五感に感じられない放射能汚染等について迅速に広域的措置を講ずることが必要
- ②災害対応を実効的に行うための特別な訓練や装備、専門家の助言が必要
- ③災害の拡大防止のためには、事故の原因者であり、また発生した施設について熟知する事業者の責務の明確化が不可欠



現行災害対策基本法の特別法を制定

1. 迅速な初期動作と国、都道府県、市町村の有機的連携の確保

初期動作の迅速化 →

- ・原子力事業者からの異常事態の通報義務づけ。
- ・所管大臣は初期動作を開始し、あらかじめ定められた手順に従い、直ちに内閣総理大臣を長とする「原子力災害対策本部」を設置
- ・当該市町村及び都道府県の対策本部も設置。国は避難等必要な措置を自治体に指示。

国、地方公共団体の →
連携強化

- ・政府は現地に「原子力災害現地対策本部」を設置。
- ・国と自治体の現地対策本部の連携を高めるため「原子力災害合同協議会(仮称)」を設置(オフサイトセンターに置く)。
- ・総合防災訓練の実施。

2. 原子力災害の特殊性に応じた国の緊急時対応体制の強化

国の体制強化

→

- ・ 国の防災専門官を法的に位置付け。サイトに常駐。中核的役割を担う。
- ・ 本部長は関係行政機関、関係自治体に対し、応急対策について必要な事項を指示
- ・ 本部長は防衛庁長官に対し自衛隊の派遣を要請
- ・ 主務大臣はオフサイトセンターをあらかじめ指定
- ・ 原子力安全委員会・調査委員の技術的助言の法的位置づけの付与
- ・ 原子力災害緊急時において各種対応機能の迅速な現場投入体制の確保

3. 原子力防災における事業者の役割の明確化

事業者責務の確保

→

- ・ 敷地内における放射線測定設備の設置義務の明確化及び記録の公表の義務づけ
- ・ 通報義務の明確化
- ・ 事業者防災組織を設置し、災害応急措置を実施
- ・ 事業者により原子力防災管理者をおく
- ・ 事業者の「原子力事業者防災業務計画」の策定義務の明確化